

# ルーマニアにおける公共調達ガイド

(2018年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブカレスト事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブカレスト事務所が現地法律事務所（VASS Lawyers）に作成委託し、2017年5月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびVASS Lawyersは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびVASS Lawyersが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブカレスト事務所

E-mail：RUB@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

<b>1. 概要</b> .....	<b>1</b>
1. 法律・機関の大枠について .....	1
2. 応募手続きの種類 .....	2
3. 外国企業がルーマニアで支社・子会社を持つ必要性について .....	3
<b>2. 入札に向けた予備手続き</b> .....	<b>3</b>
1. 拡張電子署名の取得 .....	3
2. SEAP への企業登録 .....	5
<b>3. 公共調達契約への入札</b> .....	<b>5</b>
1. SEAP において関連公募告知の確認、応募書類のダウンロード .....	6
2. 最低資格基準への適合確認 .....	7
3. パートナー、下請け事業者、技術・融資サポート面での第三者機関を探す .....	7
4. 契約当局へのクラリフィケーション要求 .....	8
5. 入札準備および入札に必要な応募書類の準備 .....	9
6. 期限内の入札 .....	10
7. 入札内容の評価および応札者への問い合わせ .....	10
8. 契約当局が応募手続きを解除できる条件 .....	11
9. 応募手続きの結果通知、契約締結 .....	12
<b>4. 是正措置およびその実施について</b> .....	<b>12</b>
1. 応募手続き期間中における申請可能な是正措置 .....	12
2. 契約締結後の申請可能な是正措置について .....	14
<b>5. 応募手続き後の変更</b> .....	<b>14</b>
<b>6. (参考) 入札手続きガントチャート</b> .....	<b>15</b>

# ルーマニアにおける公共調達ガイド

## 1. 概要

### 1. 法律・機関の大枠について

ルーマニアにおける「公共調達に関する法規(Public Procurement Legislation - PPL)」は、ほかの EU 諸国同様、非常に複雑といえる。そのため、入札に参加するためには、工程ごとに、対応する法規に留意することが必須となる。

ルーマニアの PPL は、公共調達、水道光熱供給契約ならびに利用権譲渡契約について規定している。また、各種契約に関する是正および見直し手続きを規定する特別法も導入されている。

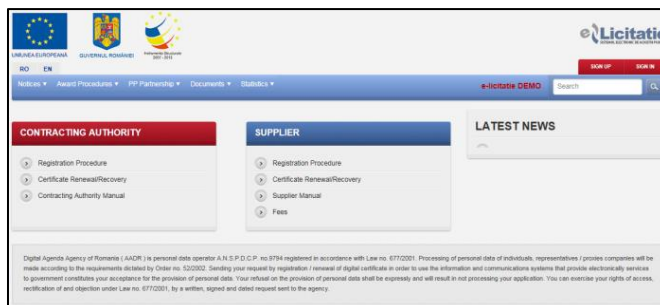
公共調達において、応札者として関係する機関やプラットフォームは以下のとおり。

#### a. SEAP

(Sistemul Electronic de Achizitii Publice - 公共調達電子システム)

<http://www.e-licitatie.ro/Public/Common/Content.aspx?f=PublicHomePage>

契約に関する公募が掲示され、  
公共調達手続きのほとんどが行われる  
オンライン・プラットフォーム



(出典 : Agency for Digital Agenda of Romania : AADR)

#### b. CNSC

(出典 : Consiliul National de  
Solutionarea Contestatiilor  
- 異議申し立て解決に係る  
国家委員会)

<http://www.cnscl.ro/en/>

契約締結までのプロセスにおいて、  
応札者から提出される苦情を処理する  
ための独立機関

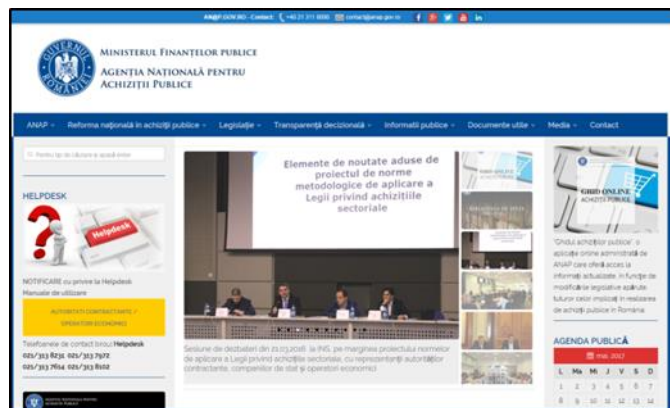


### c. ANAP

(出典：Agentia Nationala de Achizitii Publice  
- 全国公共調達機構)

<http://anap.gov.ro/web/>

事業者からの依頼書があった場合を含め、  
公共調達契約に関し、契約当局による応募  
方法を管理している機関



## 2. 応募手続きの種類

最も一般的な応募手続きの種類は、以下のとおり。

- a. <公開手続き> 関心があればどのような事業者でも応札可能で、1段階で実施される。
- b. <制限手続き> どのような事業者でも応募申請可能だが、その中から契約当局により選定された事業者のみが応札可能となるもの。応募申請と候補者選定を実施する第1段階、入札と評価を実施する第2段階からなる。
- c. <簡易手続き> EU基準未滿かつ直接購入基準を超える場合で、契約当局から複数事業者に対して入札を求めるもの。候補者選定、交渉、入札評価において1段階もしくは複数段階からなる。
- d. <競争的交渉手続き> どのような事業者でも応募申請可能だが、その中から選定された事業者のみ初期入札が可能で、契約機関が実施する交渉に基づいて実施される。これは、応募申請と候補者選定を実施する第1段階、初期入札と交渉を実施する第2段階からなる。

契約当局は上記のほか、法律により明示された特定状況において、ほかの応募手続きによって公共契約を募集できる（例：競争的協議、イノベーション・パートナーシップ、予告のない交渉手続き、デザインコンテスト等）。

さらに、ルーマニアのPPLでは、包括協定（フレームワーク・アグリーメント）を制定している。包括協定とは、公共調達契約における規約条件を設定する目的で、与えられた期間内に手続きを完了するため、特に価格や（必要に応じて）数量に関し、一つまたは複数の契約当事者と事業者間で結ばれる文書協定を指す。

### 3. 外国企業がルーマニアで支社・子会社を持つ必要性について

応募手続きに参加するために外国企業がルーマニアで支社・子会社などを設立する必要はない。また、現地企業を優先するような基準を設けることは、国籍による差別を禁止するルーマニア PPL 規定に抵触する。

## 2. 入札に向けた予備手続き

応募手続きのほとんどはオンラインで、SEAP を通じて行われる。手続きに参加するためには、以下の予備手続きが必要となる。

- a. 拡張電子署名の取得 → 欧州単一調達文書 (ESPD) 、補足説明依頼への回答など、公募関係のすべての文書に付する署名。
- b. SEAP への登録 → オンライン手続きに進むためには、企業情報を SEAP へ登録する必要がある。

## 1. 拡張電子署名の取得

拡張電子署名は、認定認証サービス・プロバイダー (以下、認定プロバイダー) より発行された「認定デジタル証明書」を基にする必要がある。これを取得するためには、例えば各企業から以下のようなプロバイダーに連絡する必要がある。

「認定デジタル証明書」サービス・プロバイダーの一覧：

S.C. Digisign S.A. <https://www.digisign.ro/home> (ルーマニア語・英語)

S.C. Certsign S.A. [https://www.certsig.ro/certsig\\_en/](https://www.certsig.ro/certsig_en/) (ルーマニア語・英語)

S.C. Trans Sped S.R.L. <http://www.transsped.ro/en/home.html> (ルーマニア語・英語)

S.C. Alfatrust Certification S.A. <http://www.alfatrust.ro/> (ルーマニア語)

S.C. Centrul de Calcul S.A. <http://www.centruldecalcul.ro/> (ルーマニア語)

認定プロバイダーの詳細 (一覧) は下記リンクよりダウンロード可能：

<http://data.gov.ro/dataset/registrul-furnizorilor-de-servicii-de-certificare/resource/f3aabc41-7d50-4c7f-8576-8abab36fd502>

上記のようなプロバイダーが必要とする手続き（例）は以下のとおり。

- a. インターネット上の専用サイトで、所定の申し込みフォームに必要事項を入力する。
- b. 上記で登録した電子メールアドレス宛に、自動的に宣言書と契約書が送信される。宣言書を1通、契約書を2通印刷して署名する。
- c. 応募事業者の納税者番号証明書（またはそれに相当する証明書）および企業代表者の身分証明書の複写を作成する（2通とも「原本と同じ」（"according to the original", ルーマニア語 "Conform cu originalul"）と記入し、有効な日付と署名を添える必要がある）。支払指図（Payment order）の複写を準備する。

認定デジタル証明書を取得するためには、申請者は下記のいずれかの方法によって、身分を証明する必要がある。

- a. 本人が、身分証明書の原本を持参し、認定プロバイダーに出頭する。
- b. 公証役場で宣言書の認証を受ける。そのためには、日本国外務省発行のアポステイユを添えたうえで、ルーマニア語の認定翻訳を添付する必要がある。

なお、具体的な文書や手続きは認定プロバイダーによって異なる。例えば、登録の際にルーマニアにおける法人登記番号（CNP 番号）の入力が求められることがあるが、これは登録者のパスポート番号の前に「>」の記号を入れ、13桁になるように入力すればよい。

（例） ">>>>XX0000000"

また、ゼロから始まるルーマニア国内の携帯電話番号（10桁）の入力が求められる場合もあるが、これに関しては今のところ、ルーマニアで契約された携帯電話番号を何らかの方法で取得し、入力する以外の方法はない。

「認定デジタル証明書」の取得、インストール、利用方法、オンライン更新に関する詳細は以下のリンクを参照。

<https://www.digisign.ro/utile/instructiuni>

[https://www.digisign.ro/uploads/Instalarea\\_certificatului\\_digital\\_emis\\_in\\_ierarhie\\_publica\\_EN.pdf](https://www.digisign.ro/uploads/Instalarea_certificatului_digital_emis_in_ierarhie_publica_EN.pdf)

[https://www.digisign.ro/uploads/Instructiuni\\_reinnoire-online-EN.pdf](https://www.digisign.ro/uploads/Instructiuni_reinnoire-online-EN.pdf)

## 2. SEAP への企業登録

SEAP への登録に必要な手続きは以下の三つ。

- a. 下記リンクより、オンライン申請書へ入力する。  
<http://www.e-licitatie.ro/Public/Common/Content.aspx?f=PublicHomePage>
- b. 登録申請書（フォーム Cerere PO\_SEAP\_2\_F1）に記入する（ルーマニア語）。これに申請企業の法律上代表者または代表権限を明示的に委任した第三者による署名を添え、原本を SEAP に送る。後者（代表権限を委任）の場合、登録書を証明する関連文書とともに、委任状（原本または公証複写）、場合によっては職業専門団体の会員証明書（ルーマニア語へ認定翻訳したもの）を同封する。なお、登録書および関係文書は書留で郵送するか、機関の登録事務所へ提出する。
- c. オンライン登録がすべて正しく入力された場合、上記文書が受理されてから 2 営業日以内に、SEAP より登録用電子デジタル証明書およびその取扱説明書が発行される。

SEAP への登録に関する詳細：

<https://www.e-licitatie.ro/Public/Common/Static.aspx?f=InregistrareOF>

SEAP の取扱説明書詳細：

[https://www.e-licitatie.ro/Public/Content/UserManual/SEAPUserGuide\\_Supplier\\_en.pdf](https://www.e-licitatie.ro/Public/Content/UserManual/SEAPUserGuide_Supplier_en.pdf)

デジタル証明書の初期発行に係る費用は無料で、2 年間有効。

## 3. 公共調達契約への入札

SEAP 登録後は、以下の 9 ステップで進む（詳細後述）。

1. SEAP において関連公募告知の確認、応募書類のダウンロード
2. 最低資格基準への適合確認
3. パートナー、下請け事業者、技術・融資サポート面での第三者機関を探す。
4. 契約当局へのクラリフィケーション要求（必要な場合）
5. 入札準備および入札に必要な応募書類の準備
6. 期限内の入札
7. 入札内容の評価および応札者への問い合わせ（必要な場合）
8. 契約当局が応募手続きを解除できる条件
9. 応募手続きの結果通知、契約締結



上記手続きの各ステップにおいて、応募者による形式上または内容に関するごく小さな誤りによって、応募手続きから排除されうる「罨」が多数ある。契約公募書類（SEAP に掲示もしくは送付されるもの）、公募関係文書、場合によって当局から出される説明を完全に遵守することが求められる。契約当局が要求する事項のすべてに対応するためには、公共調達に強い現地法律事務所やコンサルタントと契約し、アドバイスを求める体制を構築することが推奨される。

## 1. SEAP において関連公募告知の確認、応募書類のダウンロード

入札を希望する企業は、SEAP において、契約当局が公示する契約公募書類および関係文書が閲覧可能。これは登録不要かつ無料である。

併せて、EU 公告 (Official Journal of the European Union (OJEU) : <http://ted.europa.eu>) に掲載される契約公募もある。

契約公募には、応募手続きに関する概要のみ記載されている。公募関係文書には、入札データシート、技術仕様、契約案、入札応募に必要な様式など、詳細情報が記載されている。

The screenshot shows the SEAP website interface. At the top, there are logos for the European Union, the Government of Romania, and the National Authority for Public Procurement. The main navigation bar includes 'Notices', 'Award Procedures', 'PP Partnership', 'Documents', and 'Statistics'. A search bar is located on the right. Below the navigation, there is a section for 'Published Prior Information Notices'. A search form is visible with fields for 'Contract name', 'CPV Code', 'CPV Version', 'Publication date', and 'Utilities'. A search button is labeled '3'. Below the search form, there is a table of results with columns for 'Contract name', 'Contracting authority', and 'Publication date'. A red box highlights the table, and a red circle highlights a specific row. A red circle also highlights a '5' icon next to the row, indicating a detailed view option.

SEAP ウェブサイトの機能

URL: <http://www.e-licitatie.ro/Public/Common/Notice/PINotice/PINoticeList.aspx>

① ②必要情報 ③検索ボタン ④公募情報概要 ⑤公募情報の詳細表示ボタン。(ほかの画面情報は不要)

(出典 : Agency for Digital Agenda of Romania : AADR)

契約当局からの補足説明など当該公募に関する通知を受けて SEAP に入札書類をアップロードするためには、該当応募手続きへのサインアップが必要になる。応募手続きへのサインアップに関しては、通常は有料だが、各企業 1 カ月に 1 回までは無料。サインアップは当月内のみ有効で、その料金は返還不可。

## 2. 最低資格基準への適合確認

契約当局には、候補者（応札者）の「除外理由に関する基準」、「能力に関する選定基準」を設定する権利がある。最低資格基準への対応は必須条件であり、落札見込みのない案件に労力を費やすことのないよう、最初に確認する必要がある。

<除外理由に関する基準>国の法律により必須とされているが、例えば以下のようなものがある。

- a. 入札手続き自体における、またその関係における利益相反
- b. 調達公募手続きへの関与による、公正な競争環境への抵触
- c. 競争を歪めるような他企業との談合
- d. 公正性に疑義を生じさせるような、業務上の重大な行為

上記 a.と b.は、契約当局の措置によって状況の改善が不可能な場合、c.と d.は裁判所や行政機関による決定など、契約当局が十分かつ具体的な情報または証明手段を有する場合のみ該当する。ルーマニア PPL では、除外理由にかかった応札者が、その除外理由に関する「浄化」措置を採ったと証明することが可能。契約当局は、応札者が提案した下請け事業者またはサポートに携わる第三者に関しても、上記の除外理由に当てはまらないことを確認しなければならない。

<能力に関する選定基準> 業務遂行に関する安定性（例：特定の認定書の有無）、財務健全性（例：売上高の最低基準）、技術・業務上の能力（例：類似経験）など。

加えて、契約当局は、品質保証基準または環境保護基準などに対する具体的な証明書の提示を要求する場合があります、これらに最低水準を設定したり、裏付け文書を要求したりする場合があります。能力基準を満たさない応募希望者は、ほかの事業者と連携して手続きに参加する手段も検討する必要がある。

## 3. パートナー、下請け事業者、技術・融資サポート面での第三者機関を探す

応募手続きには、企業単体もしくはほかの事業者と連携して参加することが可能（コンソーシアム形式による協力、下請け事業者やサポートに携わる第三者との協力など）。

応募書類は、ESPD のように立場を問わず応募関係者全員が提出すべき必須書類と、入札主導者・下請け事業者・サポートに携わる第三者、それぞれの立場に応じて提出する書類がある（例えば財務支援を目的として参加する第三者の場合、それに関する証明書類の提出が必要）。

### (1) コンソーシアム

専門分野の異なる企業が連携する場合、コンソーシアムによる応札が多い。コンソーシアムの主な利点は、契約当局が最低資格基準への対応を評価するにあたり、コンソーシアムのメン

パーのいずれかの技術面、財務面などの資格があれば、コンソーシアム全体として十分とみなされる点である。そのため、一般的に参加企業はコンソーシアム協定を締結することが多い。

公共調達契約が締結された場合は、コンソーシアムの各参加者が連帯責任を持ち、契約による義務を実施する責任を負うことになる。コンソーシアム内で、契約当局との取引における代表者（コンソーシアム長）を任命する必要がある。

## (2) 下請け事業者

下請け事業者も入札参加の形式の一つ。企業は、下請け事業者として、もしくは業務の一部を下請けするかたちを採ることができる。下請け事業者とは、公共調達契約書の対象業務の一部を実行する、契約締結者でない事業者を指す。下請け事業者が保持している認定書などの資格を、最低資格基準への対応を証明するために利用することができる。

下請け事業者は契約当局とは契約関係になく、主たる契約者と契約書を締結しており、契約者に対して責任を持つ。ただし、契約条件などの特定の状況においては、下請け事業者が契約当局から直接代金を受けることもある。

## (3) 第三者機関

財務状況または技術・業務上の能力の最低基準を満たすために、第三者機関の支援を基に入札することができる。その場合、応札者は第三者機関の承諾を入札時に提示する必要がある。第三者機関は公共調達契約そのものに関与することはないが、応札者が第三者機関の支援のもとに最低資格基準を証明した場合、契約当局は契約実施にあたり、応札者と第三者機関の連帯責任を要求することになる。

## 4. 契約当局へのクラリフィケーション要求

どの企業も、入札書類に関するクラリフィケーションを要求する権利を有する。クラリフィケーションの要求を受けた契約当局は、速やかに（3 営業日以内）に、明確かつ完全に曖昧さを排除した回答をする義務がある。

問い合わせを受けた契約当局は、問い合わせ元の情報を開示せずに、説明した内容をすべての事業者が閲覧できるように SEAP に公表することが定められている。そのため、入札書類を適切に準備するために必要な情報をすべて受け取るには、応札までの期間、SEAP に公表されるクラリフィケーションを定期的に確認する必要がある。

契約当局が期日（通常は入札書類に明記）までにクラリフィケーション要求を受けた場合、入札期日より 6 日前（契約当局が緊急事態とみなした場合 4 日前）までに回答を公表する必要がある。

契約当局はPPLの規定範囲内において、入札用書類を締切りまでの期間のみ、改定することができる。改定により、技術仕様の調整・補正などへの時間が必要になる場合、契約当局は締切日を延長する義務がある。公募書類の改定が大規模な場合、場合によっては手続き自体がキャンセルされる場合もある。

## 5. 入札準備および入札に必要な応募書類の準備

応札者は一般的な規定において、以下の書類を提出する：

- a. 欧州単一調達文書（ESPD）（ルーマニア語では Document Unic de Achizitie Europeana)
- b. 技術、財務に関する提案書
- c. （該当する場合）入札ボンド
- d. （該当する場合）応募文書に含まれる契約書への改定案

ESPD とは、応札者の事業における財務状況、公共調達手続きに対する能力、適合性についての自己宣言書のことを指す。ESPD は EU におけるすべての言語において利用可能で、公募文書において要求される資格基準を満たしていることを証明するための予備文書である。

ESPD のテンプレートは下記リンクを参照。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32016R0007>

ただし、契約当局は各公募において、公募文書が要求する資格基準に応じて調整された ESPD のテンプレートと、その説明書（記入法ならびに SEAP アップロードについて）を公表することになっている。

入札において 1 位となった応札者、または 2 段階からなる応募手続きにおいて選定された候補者のみ、ESPD に記述した情報を裏付ける証明書類が要求される。

契約当局が入札ボンドを要求する場合もある。応札者は、公募文書で設定された金額および有効期限を有する入札ボンドを提出する必要がある。入札ボンド限度額は、契約額（包括協定の場合最大下位契約額）の 2% まで。

ボンドは銀行送金もしくは銀行・保険会社が発行するボンド類によって提示できる。入札ボンドは、遅くとも入札日時までに提出される必要がある。提出されたボンドの留保に繋がるケース（例：落札者が契約の締結または履行保証金の支払いを拒否したり、応札者が入札を取りやめたりするなど）が起こらない限り、契約当局は落札の有無にかかわらず、ボンドを返還しなければならない。

形式関係の要件（例：書類の様式、使用言語）は、公募文書において設定される。原則として、外国語で作成された文書には、認定ルーマニア語訳文を添える必要がある。

## 6. 期限内の入札

契約公募または変更通知における入札期限は必ず順守する必要があり、期限を過ぎた入札はすべて却下される。入札期限は応募手続きに対する手続きの複雑さを考慮して合理的に設定されていると考えるべきである。契約公募の掲載から入札または応募申請の提示期限までの最低期間は、法律によって下記のとおり規定されている。

- a. 公開手続き： 35 日間
- b. 制限手続き： 30 日間
- c. 簡易手続き： 業務・供給契約の場合 10 日間、単純な製品の供給の場合 6 日間、勤務契約の場合 15 日間

契約当局は、特定の状況においては上記期限を短縮することが可能。（例：公募予告を掲載した場合や、電子入札が可能な場合など）

入札の際は、認定プロバイダーより発行され、認定デジタル証明書を元にした拡張電子署名を付し、公募関係文書に明記された期限までに入札書類一式を SEAP へアップロードする必要がある。期限を過ぎた入札は、契約当局より無効とみなされる。SEAP へのアップロードに関して、インターネット接続や SEAP の稼働状況の不具合、あるいは複雑な技術提案書などアップロード所要時間が長い場合を考慮し、期限内に確実にアップロードできるように、時間的余裕をもってアップロードする必要がある。また、SEAP へのアップロードにおいて、サイズ限度は 40MB となっているため、アーカイブ化するための所要時間も考慮すべきである。

## 7. 入札内容の評価および応札者への問い合わせ

入札書類の提出後、評価工程が始まる。評価委員会が各応札者の ESPD の内容を分析して資格基準への対応の有無を確認し、その提出文書を技術面・財務面から評価する。

### 1. 入札（条件）に関する補足説明

この段階において、必要に応じて、評価委員会から応札者に対しクラリフィケーションを要求することがある。契約当局と応札者との接触は、クラリフィケーションに係る要求以外は禁じられている。要求を受けた応札者は、評価委員会の設定した期限までに、要求されたクラリフィケーションを SEAP へアップロードする必要がある。クラリフィケーションの内容が不十分な場合、または回答が設定期限を過ぎた場合、当該応札者は公募から除外される。また、提出済み入札内容は原則として変更不可とされているため、クラリフィケーションにおいて応札者が技術面・財務面の提案内容を変更した場合、当該応札者は同様に除外される。なお、ルーマニア PPL において上記除外条件に関して下記の例外がある。

- a. 技術面の提案－入札価格による入札ランキングに変更が発生しない程度の軽微な誤り（書き間違い、計算上の誤り、技術上の軽微な誤りなど）
- b. 財務面の提案－計算上の誤り



また、例えば契約当局が最低資格基準を満たさないと判断した場合や、応札者が任命した下請け事業者または第三者機関を変更するように要求があった場合、応札者は、下請け事業者または第三者機関を入札期間中に変更することができる。なお、コンソーシアムの場合の構成変更は認められない。

## 2. 入札の受入条件

入札内容は、契約公募書および入札書類における資格・選定基準、最低技術基準、形式上のすべての要件に対応する必要がある。

応札が却下されるケース。

- a. 資格・選定基準を満たさない場合、もしくは実施内容に対し、提示価格が極端に低いなどの理由で「受理不可」とされる場合。
- b. 技術仕様に対応していない、もしくは契約当局にとって明らかに不利な契約条件の改定を提案しているなどの理由で「不適合」とされる場合。

## 3. 落札者の選考

条項によって「受理不可」または「不適合」でないとみなされた応札者の中から、価格上最も有利な入札をした応札者が落札者となる。価格面で最も有利な応札者を選考するために、契約当局は下記の基準のいずれかを適用する。

- a. 最低価格
- b. 最低コスト
- c. 最善の品質対価格比
- d. 最善の品質対コスト比

c.と d.は、契約対象にかかわる品質、環境・社会的評価要素に基づいて判断される。評価要素を含む応募基準は、契約公募書および公募文書において規定され、入札手続きの過程において変更不可。不可抗力または予知できない状況により、契約当局と落札者との契約が成立しない場合、上記選考条件を満たした第2位の事業者が落札者となる場合がある。

## 8. 契約当局が応募手続きを解除できる条件

契約当局は、特定の場合（例：提示された入札のすべてが「受理不可」または「不適合」である場合や、入札がない場合、技術面または財務面の解決策が不均一で入札内容が比較できない場合、手続きにおいてルーマニア PPL に重大な抵触箇所がある場合や、契約締結が不可能な場合など）において、公募を解除する必要がある。また、評価委員会の決定によって特定の技術仕様が解除された場合などの場合においてのみ、契約当局は手続きを解除することができる。解除決定の際は、契約当局はその十分な根拠をすべての参加者に公表する義務がある。な

お、契約当局は任意で公募を解除することはできず、その決定は司法または行政司法の管轄対象となる。

## 9. 応募手続きの結果通知、契約締結

公募結果はその決定より 5 日間以内に、契約当局から書面で通知される。また、非落札者者に対しては、通知書で、落札者決定につながった根拠を知らせる必要がある。

公共調達契約は 6 日または 11 日などの最低期間を置いた後、締結される。その間に非落札者から異議申し立てまたは是正申請通知が提出された場合、契約締結する権利は留保される。また、異議申し立て解決に係る国家委員会（CNSC）の、規定期間の満了以前に締結された契約は無効とされる。

公募関係文書において履行保証金が設定された場合、落札者のみがそれを用意する。履行保証金は契約における数量、品質、納期遵守の達成保証を目的とし、金額は契約額（付加価値税抜き）の 10%以内で、契約当局から指定される。

## 4. 是正措置およびその実施について

落札期間中に契約当局から発行された文書に対する是正措置は、a. 契約当局への（是正申請）予告、b. CNSC または裁判に対する異議申し立て、c. CNSC の決定に対する控訴、の各段階からなる。また、損害賠償方法、不正契約排除、契約当局に対して罰金を課す法律上の規定もある。

### 1. 応募手続き期間中における申請可能な是正措置

#### (1) 是正申請予告

是正を求めるためには、まず契約当局に対し是正申請予告を提出する必要がある。是正申請予告は法律上の必須条件であり、それがない場合、CNSC への異議申し立ては受理不可として却下される。

是正申請予告は、違法とみなす契約当局発行文書を確認してから、10 日間または 5 日間以内に（期間は予定価格によって異なる）、契約当局に提出する必要がある。SEAP で公表された公募文書に関する予告の場合は、当該文書が発行された日付が確認日とされる。

契約当局は、予告より 3 日以内に、是正措置を採るか否かについて回答を提出することが求められる。契約当局が是正措置を採ると決めた場合は、その決定日より 7 日間以内に当該措置を実施する必要がある。

## (2) 異議申し立て

事業者が要求した是正措置が、契約当局によって十分に取られない場合、是正を求める事業者は、CNSC または契約当局の本拠地を管轄する裁判所に対して、異議申し立てを提起することができる。異議申し立ての提起期限は、下記の時点より 10 日間または 5 日間以内。

- a. 予告に対する契約当局の回答を確認した日。
- b. 予告に対し、契約当局が回答するための 3 日間の期限が満了した日。
- c. 契約当局が承認した是正措置を実施するための 7 日間の期限が満了した日。

異議申し立てによって公募手続きが自動的に停止することはない。ただし、手続きを停止するよう要請があり、特定の条件を満たした場合に限り、CNSC は公募手続きの停止を決定することができる。CNSC では、異議申し立てに対して、契約当局より公共調達書類を受理してから 20 日以内、または例外的な場合（異議の妥当性が分析できない場合など）は 10 日以内に、それを解決する義務がある。正当な理由があった場合、一回に限り 10 日間の延長をすることができる。通常、異議申し立ての解決には、3～6 週間かかる（期間は複雑さによって異なる）。異議申し立てが裁判所に提起された場合は、司法上の起訴とされ、裁判所は起訴日から 45 日以内に解決する義務がある。

## (3) 控訴

CNSC の決定に対し、当該決定の通知を受けた日より 10 日以内に、契約当局の本拠地を管轄する控訴裁判所に対し、控訴することができる。ただし、控訴が必ずしも契約実施を猶予することはないため、控訴裁判所が解決する前に公共調達契約が締結されてしまう可能性がある。ただし、正当な理由がある場合、裁判所は契約の実施を猶予することができる。

控訴は最大 2 回以内の事情聴取による緊急手続きというかたちで解決される。通常、CNSC の決定に対する控訴の解決には平均 1～2 カ月かかり、控訴裁判所による判決が最終判決になる。

## (4) 損害賠償請求

公募手続き期間中に発生した損害に対する損害賠償請求は、特定条件を満たした場合、一般的な対処期間である 3 年以内であれば可能。（例：損害賠償は、問題となる文書の解除または取り消し、契約当局が是正措置を採った後にのみ行われる。）



## 2. 契約締結後の申請可能な是正措置について

公共契約の実施、無効性、無効化、解決、解除ならびに一方的な取りやめに関する申し立ては、契約当局の本拠地を管轄する裁判所により解決される。

契約当局から予告公告なしに契約が締結された場合や、待機期間を守らずに契約が締結された場合など、特定の場合においては、いかなる当事者によっても、公共調達契約の完全無効化を要求することができる。

## 5. 応募手続き後の変更

契約締結に際し、契約条項を変更することは利害関係上の機微に触れる事項となる。そのため、ルーマニア PPL の規定において明記された場合以外、新たな調達手続きを伴わない公共契約における変更は許されていない。例外的に変更が認められるのは、その価値に関係なく、当該変更が重要なものではない場合に限られる。下記の場合に一つでも該当する契約変更は、重大なものとなされる。

- a. 当該変更内容が元々の応募手続きに含まれていたら、本来より多くの応札者が参加し得た場合。または資格対象となる応札者（もしくは落札者）が異なってくる場合。
- b. 変更によって、落札者にとって元々の契約になかった経済上のメリットが発生する場合。
- c. 変更によって、契約の対象となる内容が著しく拡大される場合。
- d. 法律によって規定されている場合以外で、元の契約者が異なる契約者に代わる場合。

なお、契約実施中の下請け事業者の追加は、契約の重大変更に繋がらない限りにおいて、認められている。

## 6. (参考) 入札手続きガントチャート

入札に向けた予備手続きを2017年5月22日に開始した場合のスケジュール例：

